

青森県報

第三千五百九十五号

平成二十四年
九月二十四日
(月曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	同	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	同	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	高齢福祉課	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	同	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	同	二
介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出	同	三
家畜体内受精卵移植講習会の開催	畜産課	三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	会計管理課	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	県民生活文化課	四
ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札	会計管理課	四
建設業者の許可の取消し	上北地域民局	六

出先機関

土地改良区の役員住所変更

(上北地域民局) …… 六

告 示

青森県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
Dental Sakuragi 特別養護老人ホーム 桜木園診療所 いちい薬局五所川原 敷島町店	八戸市石堂二丁目二七の一五 むつ市桜木町一三の一 五所川原市字敷島町五八の一	平成二十四・八・一 " 二十四・九・一

青森県告示第六百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
高橋内科	弘前市大字紺屋町二の一	平成 四・六・三〇

青森県告示第六百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
石岡歯科医院	弘前市大字松森町七五の一	平成 三・三・六

青森県告示第六百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
氏名又は名称	又は住所	の種別	名称所在地	出年月日	年月日

特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子木三丁目二五の一	訪問介護	訪問介護おこのき	黒石市追子木三丁目二五の一	平成 四・七・三	平成 四・八・三
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子木三丁目二五の一	通所介護	デイサービスおこのき	黒石市追子木三丁目二五の一	"	"

青森県告示第六百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
特定非営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子木三丁目二五の一	居宅介護支援事業所黒石福祉サービス	黒石市追子木三丁目二五の一	平成 四・七・三	平成 四・八・三

青森県告示第六百九十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス業者	氏名称又は主たる事務所の所在地	種類	名称	所在地	廃止の届出年月日	年 月 日 止
特定非常営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子三丁目一五の二	介護訪問	訪問介護おこのき	黒石市追子三丁目一五の二	平成二四・七・三	平成二四・八・三
特定非常営利活動法人黒石福祉サービス	黒石市追子三丁目一五の二	介護通所	デイサービスおこのき	黒石市追子三丁目一五の二	"	"

青森県告示第六百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の介護老人保健施設の開設者から介護老人保健施設を廃止する旨の届出があつたので、同法第百四条の二第二号の規定により公示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

介護老人保健施設の開設者	氏名称又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止の届出年月日	年 月 日 止
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐字石田一二の一	介護老人保健施設平成の館	弘前市大字石渡四丁目一三の七	平成二四・七・九	平成二四・八・三

青森県告示第六百九十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第百九十九号）第十六条第一項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第一項の規定に

より告示する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十四年十一月六日から同月二十九日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員及び受講対象者

十五人以内。ただし、牛について家畜人工授精講習会修業試験に合格した者又は家畜人工授精師の免許を有する者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十四年十月十九日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第六百九十三号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行長横町支店

八戸市大字長横町

を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年九月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおもり24
- 三 代表者の氏名
佐藤 廣則
- 四 主たる事務所の所在地
青森市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 二 ノート型パーソナルコンピュータ 五百二十五台
- 三 納入期限
平成二十四年十二月二十八日
- 四 納入場所
入札説明書による。
- 五 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- 5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものであること。
- 六 資格の審査等
- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
- 2 提出部数 一部
- 3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十四年十月二十四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また

申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十四年十一月五日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Notebook personal computer: 525

2 Place of delivery:

School Facility and Management Division, Shimokita Educational Office and 75 Aomori prefectural schools

3 Due date:

28 December, 2012

4 Time limit for tender:

5 November, 2012 (Please refer to a bid manual in time.)

5 Contact point for the notice: Account Management Division Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government 1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ユタカハウス
- 二 代表者の氏名 長澤 亘
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字冲山二八〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第五〇〇四七二号
- 五 取消年月日 平成二十四年八月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年九月二十四日

上北地域県民局長 中 田 哲

役員別の氏名	住 所	住所変更の年月日
理事 二ツ森圭吉	旧住所 上北郡七戸町字二ツ森家ノ下九一の二 新住所 上北郡七戸町字二ツ森家ノ下九一の六	平成二四・九・三

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭